

亀山市産業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市産業振興条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市産業振興条例施行規則（平成17年亀山市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(奨励措置対象事業者の要件) 第2条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める事業は、日本標準産業分類 <u>（令和5年総務省告示第256号）</u> に規定する大分類Eの製造業とする。 2 条例 <u>第3条第1項第1号イ</u> の規則で定める事業は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業その他市長が認めるものとする。 3 [略]	(奨励措置対象事業者の要件) 第2条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める事業は、日本標準産業分類 <u>（平成25年総務省告示第405号）</u> に規定する大分類Eの製造業とする。 2 条例 <u>第3条第1項第1号ウ</u> の規則で定める事業は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業その他市長が認めるものとする。 3 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

様式第1号中「第3条第1項第1号ア及びウ」を「第3条第1項第1号ア及びイ」に改める。

様式第4号中「6 その他」を「5 その他」に改める。

様式第7号中「雇用促進奨励金の交付を受けたいので」を「年 月 日付で申請のありました雇用促進奨励金の交付について」に、「第8条第1項」を「第8条第2項」に、「申請」を「決定しましたので通知」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行し、この規則による改正後の亀山市産業振興条例施行規則の規定は、同日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に亀山市産業振興条例第4条第2項の規定により指定を受けた事業者又は当該事業者以外の事業者で同日前に土地（その取得価額が投下固定資産総額に含まれるものに限る。）を取得している事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。